



通 商 産 業 省

平成09・02・18資第12号

平成 9 年 5 月 2 9 日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大



東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号
及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）

東北電力株式会社取締役社長八島 俊章から平成9年2月18日付け東北電原第82号（平成9年5月14日付け東北電原第10号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別 紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項第1号(平和利用)

本件申請に係る変更は、1号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、2号及び3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉共用とするものである。これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本件申請に係る変更は、1号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、2号及び3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉共用とするものである。これが、我が国の原子力開発及び利用の計画的遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更に伴う資金及び調達計画は必要としない。